

1. 市長の政治姿勢についてです。

(1)1点目は、憲法をいかす市政について、自治体の責務についてお聞きします。

この間、政府が狙う「自治体戦略 2040 構想」の問題点を取り上げてきましたが、安倍政権を継承した菅政権は、「圏域行政」「地方行政のデジタル化」「地方議会への多様な住民参加」「公共私連携」という戦略の柱を引き継ぎ、日本国憲法 92 条から 95 条で定められた地方自治の意義を空洞化させようとしています。

新型コロナウイルス感染症の拡大に便乗するように「自治体デジタルトランスフォーメーション(D X) 推進計画」が策定され、自治体のデジタル化が強引に進められようとしています。しかし、全国的な標準システムへの移行は自治体行政を画一化させる政策誘導であり、自治権の行使を失わせ、国民・住民の権利を奪う民主主義の破壊に他なりません。

地方公共団体には、地域住民の願いに向きあい、憲法で保障されたサービスを等しく住民に提供する責務があります。特に、このコロナ禍において、市民のいのちと暮らし、生業を守るという責務は必ず果たさなければなりません。ところが、自治体独自の支援策や政策をシステム上跳ねのけてしまうデジタル化による統制は、住民福祉の増進という使命に逆行するものです。そこで質問します。

■大企業優遇、社会保障改悪の政府方針では、この責務を果たすことはできません。特に、コロナ禍における住民に対する地方自治の責務について、市長の見解をお聞かせください。

(2)2点目は、ジェンダー平等についてです。

新型コロナウイルスの感染拡大は、女性をはじめ子どもや高齢者など社会的に弱い立場の方に、とりわけ深刻な影響を与えました。「特別給付は世帯主に」という政策に現れた家制度への固執は、2019 年のジェンダーギャップ指数 153 カ国中 121 位という日本の現状を物語っています。

女性は家族ケアの比重が高く、過重労働やストレスも増大しています。就業者の 45%が女性ですが、非正規率はこの 30 年間で 3 割から 6 割へと拡大し、非正規雇用の 7 割が女性です。そのため、多くの女性がコロナ解雇の影響を受けました。また、DV被害も深刻化し、全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は、2020 年 4 月から 12 月の 9 カ月間で 14 万 7,277 件、前年同期比で 1.5 倍ですが、相談できていない被害を想定すれば実態は更に深刻であると考えられます。

日本共産党は、これまでもコロナ対策のあらゆる場面でジェンダー平等の視点を取り入れるよう、強く求めてきました。国連女性機関は各国政府に対し、「コロナ対策が女性を取りのこしていないか」と問いかね、「ジェンダーの視点にたった対策は女性のみならず社会のすべての構成員に良い結果をもたらす」と強調しています。そこで質問いたします。

■ジェンダー平等を推進するための基本姿勢について、見解を求めます。

(3)3点目は、人権問題について、憲法を基本にした取り組みについてお聞きします。

憲法14条は、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と定めています。人権を守る取り組みは、この立場にたつて推進すべきです。

2016年に議員立法で成立した「部落差別解消推進法」には、施策の実施にあたって付帯決議が付けられました。「過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること」また、「新たな差別を生むことがないように留意し」などの付帯決議の内容を踏まえるべきです。そこで質問致します。

■日本国憲法を基本に、同和対策に特化している施策は「人権擁護対策」として、一般施策に移行すべきと考えます。見解を求めます。

2. 次に、2021年度予算についてです。

2021年度の政府予算は、これに先立って組まれた第3次補正予算とあわせて「15カ月予算」と位置付けられ、過去最大規模となっています。しかし、現時点で喫緊の重要課題である新型コロナ対策に欠かせない検査体制の拡充や医療現場への減収補てんの予算は含まれず、「ポストコロナ」つまり、コロナ収束後に重点を置いた経済対策や、コロナ対策に名を借りた不要不急の便乗予算が数多く措置されています。

一方、地方財政は、地方交付税のふりかえである臨時財政対策債の大幅増などで一定の財源が措置されるため、基本的には例年通りの一般財源総額が確保されると聞いています。

新年度予算に活用できる財源は、不十分さはあるものの、コロナ危機を乗り切るための財源として「地方創生臨時交付金」も措置されるため、生活支援や減収補填など、本市独自の補助金制度や給付制度の拡充は十分可能であると考えます。

地方自治体の財政は、この間、国の地方財源抑制策で確かに厳しい状況にあるとはいえ、新型コロナによる税収減を引き合いに、市民犠牲の行政改革やアウトソーシングの拡大、駆け込みの公共施設統廃合などを広げないよう、十分な熟議が求められます。

コロナ禍で苦しんでいる社会的弱者に対応する福祉施策を守り、新型コロナ対策を拡充するため、本市における予算編成においても優先順位を再検討し、堅実に見直すことが重要です。そこで質問いたします。

■新年度の予算編成については、特にコロナ危機に対応するため、優先すべき事業の再確認と既存事業の見直し作業を総合的に行う必要があると考えます。政策の見直しについて、見解を求めます。

(再) コロナ禍に対応するためには、大型公共事業の必要性や費用対効果を再検証すること、不公平な同和対策事業を見直すこと、年間億単位の大企業への助成金を中小零細業者支援に組み替えること、国の計画が全くない豊予海峡ルートの推進予算などは中止することなど、予算を組み替えるべきです。見解を求めます。

3. 次に、新型コロナウイルス感染症対策についてです。

(1)政府予算の有効活用について、2点お聞きします。

①行政検査(社会的検査)の実施を

市中感染、更には変異ウイルスの発生が広がる状況のもと、もはや後追いの検査だけでは感染拡大を止めることはできません。感染源と思われる地域での「面的検査」、医療機関や高齢者施設などでの「社会的検査」など、行政検査の拡充は不可欠です。

日本共産党は、無症状者も含めた感染者を早期に見つけるよう、これまでPCR検査の拡充などをくりかえし求めてきましたが、政府は消極的な姿勢を取り続けていました。しかし、全国の各市町村独自で広がる「社会的検査」の実践に押される形で、「行政検査」を自治体の判断で行えることを認めました。

昨年11月には厚労省の事務連絡で、高齢者施設や障害者支援施設等への重点的な検査の徹底が自治体に「要請」されています。そこで質問いたします。

■本市においても、医療機関や高齢者・障害者施設などで、社会的検査を実施すべきと考えます。見解を求めます。

②保健所体制の強化について

総務省と厚労省は、昨年9月、保健所等の恒常的な人員体制強化に向けた検討のために「保健所体制に関する自治体調査」を実施しました。その結果、特に強化が必要と回答された「保健師の増員」が課題となり、政府は交付税措置を2年間で1.5倍にするとしています。しかし、この予算規模は、1保健所当たり1人増員する程度のものであり、決して十分ではないばかりか、あくまでもコロナ後を見据えて行うものです。ワクチン接種も始まる中、「人員不足」「残業続き・土日出勤・代休取れず」の状況では、現場の疲弊は免れません。

保健所は、憲法25条の生存権保障に基づいて設置され、国民の公衆衛生の向上・増進を図ることを目的に「人口10万人に1カ所」の基準で設置されていました。しかし、自民党政権は保健所法を改悪し、「疾病の自己責任」「国庫補助の削減」「民間活力の導入」などの行革を進め、保健所の統廃合や人員削減・業務の民間委託などを進め、1992年に852カ所あった保健所は、2020年469カ所に半減してしまいました。

今回の新型コロナ危機で明確となった体制の脆弱性を反省し、教訓を生かさなければなりません。

■新型コロナという新たな脅威に立ち向かうために、恒常的な体制強化を更に進めるべきと考えます。今後の保健所の体制強化について、見解を求めます。

4. 次に、いのちを守る社会保障制度について3点お聞きします。

(1)生活困窮者への支援についてです。

新型コロナによる影響を踏まえ、国は財政支援対策を実施しました。持続化給付金、家賃支援給付金をはじめ、休業支援金、生活福祉資金など条件に応じた財政支援は、暮らしを維持するために早急な対応が求められます。

今後、緊急小口資金や総合支援資金などの生活福祉資金の再申請は可能とはなりましたが、返す見込みがないと「借金」をためらう人も少なくなく、生活困窮者への支援が確かに届くしくみになっているか、これまでの検証も求められます。

せっかく支援策が用意されても、インターネットの申請ができない、手続きが煩雑、時間がかかりすぎる、また、申請手続きの方法に問題があるなど混乱もあり、家賃支援給付金や休業支援金は、第二次補正予算分を使い残しているのが実態です。

多くの生活困窮者が、いまだ深刻な状況を抜け出せていないにもかかわらず、菅自公政権は、新年度予算における国民や事業者への支援策の縮小や打ち切りを決めています。生活困窮者への対応は引き続き、継続して行う必要があります。そこで質問いたします。

■生活困窮者への支援について、十分な周知と具体的な支援が求められますが、今後、生活困窮者を取り残さないための対応について、見解を求めます。

(2)後期高齢者医療制度についてです。

菅自公政権は、単身世帯で収入200万円以上、複数世帯で320万円以上の高齢者を対象に、医療費の窓口負担を2割に引き上げる方針を固め、今国会に提出しています。厚労省のまとめでは、全国の対象者は約370万人で、大分県の2割負担該当者は3万人となっています。

少ない年金生活者にとっては、現行の1割でもすでに負担は限界であり、医療費負担が倍になれば受診抑制が増えることは明らかです。日本慢性期医療協会は2割負担の導入について、「受診控えで疾病が重度化し、医療費が増える可能性が十分ある。そこを全く検証していない」と批判しています。

新型コロナによって、いま全国の医療現場では深刻な減収も生じており、病院の経営にも影響が及んでいます。コロナ禍の医療体制にも追い打ちをかける医療制度の大改悪は絶対に行うべきではありません。そこで質問いたします。

■高齢者を必要な医療からさらに遠ざけ、経済的にも身体的にも深刻なダメージとなる2割負担導入は中止するよう、国に強く求めるべきです。見解を求めます。

(3)3点目の介護保険制度については、2点質問いたします。

昨年9月、日本共産党の小池あきら書記局長は、厚労省からの聞き取りで、市町村の裁量により実施している「介護予防・日常生活支援総合事業」の対象を要介護5の人まで拡大し、要介護者の介護給付外しの問題を明らかにしました。

要支援者向けのいわゆる「総合事業」は、提供されるサービスの種類や量が自治体任せで、サービス単価が介護保険給付より低く設定できることから、サービスの担い手もボランティアなど無資格者でも可能とされています。予算は国から上限がかけられているため、需要が見通しを上回れば、サービスを低下させるか、利用者負担を増やすしかありません。

一方、介護保険給付は財政事情にかかわらず決まったサービスが保障され、利用者のサービスが打ち切られることはありません。

2014年の介護保険法改悪で、要支援の訪問・通所介護は保険給付から総合事業へ移行されましたが、ボランティアなどによる多様なサービスの提供は進まず、報酬単価が低いため事業者の撤退も相次いでいます。介護保険料を毎月払っているのに、サービスを受けられないのは制度として問題です。

厚労省は、要介護者の総合事業の利用は本人の希望が前提としていますが、「省令改正」によって保険給付を総合事業に置き換える、どさくさまぎれの制度改悪などは許されません。そこで質問します。

■介護サービスの低下を招く、自治体裁量での給付外しは問題です。見解を求めます。

■今回、介護保険制度の8期改定にあたり、新たに保険料が引き上げられることになっています。その他、食費負担の引上げ、高額介護サービスの負担限度額の引き上げなど、利用にかかる負担増も懸念されます。しかし、介護保険にかかるこれ以上の負担増は、高齢者にとっても家族にとってもはや限界です。今後の負担軽減が必要だと考えますが、見解を求めます。

5. 次に、保育制度について、

コロナ禍を見据えた「保育ニーズ」への対応について2点お聞きします。

①1点目は、公立保育所が果たすべき責務についてです。

新型コロナウイルス感染症の拡大によって、保育現場では、感染防止対策をはじめ、子どもたちの安全を守りながらの行動、「密」や「対面」を避けながらの保育、感染に対する恐怖や緊張感など、多くの課題があったことと思います。保育士のひとりとして、日々のご苦勞が1日も早く解消されることを願わずにはられません。

このコロナ危機のもと、エッセンシャルワーカーと言われる方々の頑張りが、多くの現場を支えました。特に、福祉現場においては、これまで規制緩和や産業化がすすめられ、人と人が関わる空間に多くの課題が生じたはずですが、コロナ禍での困難を今後の改善課題と捉え、明らかにしていく必要があります。

保育現場は、以前から指摘されている国の保育士設置基準が改善されないまま、このコロナ危機を迎えました。保育士一人当たりの子どもの受け持ち人数が多ければ、当然、子どもに向き合う保育の質は担保されなくなります。

保育士は、日々子どもたちと向き合っ活動し、接触をなくすことは不可能です。子どもたちに豊かな遊びの時間を提供し、発達を支えるためには、利潤や効率を最優先する産業化ではなく、児童福祉法の原点に立ち返るべきです。

今後、児童福祉法第24条1項において市町村の保育実施義務を堅持している保育所は、コロナ禍での保育ニーズに応える義務を負い、特に公立保育所は「要」としての役割が問われています。

休園に対応するための代替保育や保育士の派遣なども念頭に、新たなニーズもつかみながら保育所保育の提供という責任を果たさなければなりません。そこで質問いたします。

■コロナ禍において求められる保育ニーズに対し、公立保育所が果たすべき責任について、認識を

お聞かせください。

②2点目は、保育士などへの対応についてです。

コロナ禍においては、日々の保育を提供するために、働く側への支援も重要となります。日本共産党の田村智子参議院議員の国会質問を受け、昨年6月17日、内閣府・厚労省・文科省の3者の連名で「新型コロナウイルス感染症により保育所などが臨時休園等を行う場合の公定価格等の取り扱いについて」という通知を出しました。医療従事者が引き続き業務に従事できるように保育所に対し、開所継続の要請が行われ、保育所が保育体制を縮小しても、それまでの収入を保障する措置が取られました。保育士不足が生じている中、こうした保育従事者への支援も重要な対応です。

一方、昨年第2次補正予算では、新型コロナの感染リスクに向き合い医療や介護、障害福祉の現場に従事するケア労働者に対し、5万円から20万円の慰労金が支給されましたが、保育士をはじめ児童福祉施設職員は、その対象から外されました。

しかし、全国では自治体独自で慰労金支給が行われています。三重県松坂市では慰労金2万円と激励金2万5千円の計4万5千円、大阪府堺市では2万円分のQUOカード、群馬県内では6市2町1村で慰労金が支給され、感染者が多数出た北海道でも多くの市町で1万円や5万円などの慰労金支給事業を実施しています。そこで質問致します。

■本来は保育士の処遇改善が更に拡充されることが望ましいところですが、感染リスクや過重労働に向き合う保育施設や児童福祉施設の保育士への感謝と応援を込めて、慰労金での支援を検討してはどうでしょうか。見解を求めます。

6. 行政改革についてです。

(1)今回は、デジタル化の問題点についてお聞きします。

菅政権が看板政策にしている「デジタル社会」の実現として、現在、関連法案が国会で審議されています。地方自治の侵害、強力な権限を持つデジタル庁の新設には多くの問題があります。「デジタル社会形成基本法案」が示す基本理念には「個人情報保護」の文言はなく、プライバシー権などの人権保障をないがしろにしたまま、企業が求める個人データの利活用を推進する内容です。

特に、デジタル化推進のカギとして位置づけられているのが、マイナンバーの利用範囲の拡大です。国家資格保有者に関する情報や銀行口座などをマイナンバーとひも付けし、国は膨大な個人データを収集することが可能となります。

デジタル化は国民生活の様々な分野にかかわり、国と自治体の関係を大きく変える内容が盛り込まれ、関連法案で一括審議することなど許されません。そこで質問いたします。

■政府によるデジタル化の推進は、住民自治の侵害であり、個人情報保護とは逆行するものです。監視社会にもつながりかねないデジタル化の危険性について、どのように認識しているか見解を求めます。

7. 次に、防災・減災についてです。

(1)1点目は、生活インフラと一体の整備についてです。

安倍政権を継承した菅政権に代わっても、成長戦略の名目で大規模開発に多額の予算をつぎ込む傾向は変わっていません。想定を上回る自然災害が頻発する中、大型開発優先ではなく防災優先に転換し、インフラ整備こそ進めるべきです。そこで質問致します。

■避難困難地域にはいのち山のようなピンポイントの施設整備も必要ですが、災害時のライフラインを可能な限り担保できるよう、交付金を有効活用し、日常生活に密着した道路や上下水道の整備を加速して行うべきと考えます。見解を求めます。

(2)2点目は、防災対応への女性の視点についてです。

地域では様々な場面で女性の活躍の場が求められています。地域の防災組織などは多くが男性で、女性の声はいまだ反映されにくいのではないのでしょうか。地域住民の意識改革につなげる為にも、改めて自治会などの地域組織や住民から、災害時についての情報や意見を募集し、女性の参加を促進すべきです。

大分市においては、大分市女性防災士会が毎月自主研修を行いながら、防災研修や訓練を行っています。私も会員の一人として学ばせて頂いていますが、防災には女性の視点が欠かせないことを痛感します。

今後、こうした自主的な団体はもちろん、女性の医師、弁護士、教員や保育士、看護師、助産師、ケアマネや介護福祉士、障がい者施設職員など、各専門分野や、DV被害者支援団体などからも情報収集し、防災計画や災害発生時、また避難所運営などの防災施策に生かすべきと考えます。そこで質問致します。

■今後の防災対策に、女性の視点や要望を積極的に活かすための仕組みや啓発について、見解を求めます。

8. 環境対策についてです。

(1)「グリーン社会」について2点質問いたします。

①原発ゼロへの転換についてです。

政府は、「地球温暖化対策推進本部会議」(第42回 20年10月30日)で「2050カーボンニュートラル」は日本の新たな成長戦略だと位置づけました。12月25日に公表された内閣官房の成長戦略会議で公表された「グリーン成長戦略」には「再生可能エネルギーの最大限の導入」が掲げられましたが、2050年導入割合は50～60%と低くとどまる一方で、「原子力を最大限活用」という内容になっています。再生可能エネルギーの活用は中心に据えるべきですが、今なお原発推進政策を進めるのは断じて許せません。

東日本大震災の原発事故は、収まるどころか事態は一層深刻になっています。原子力は人間の手に負えないものであり、原発事故は今も続いています。改めて福島原発事故から、安全な原発はないということ学ぶべきです。

大分市は 50 キロ圏内に伊方原発があります。原発推進は、すぐに市民の健康と暮らしに関わってきます。大分市民の命と財産にかかることであり、危機感を持つべきと考えます。そこで質問致します。

■原発ありきの気候変動政策は転換が必要であり、原発ゼロを目指すべきです。原発推進政策について見解を求めます。

②2点目は、脱炭素に向けた、公共交通の利用促進についてです。

気候変動対策の国際枠組み「パリ協定」は、気温上昇を可能なら 1.5 度に抑えるという努力目標を掲げています。温室効果ガスの累積排出可能量は残りわずかとなっていますが、2030 年度温室効果ガスの削減目標は 2013 年度比で 26%減、1990 年度比では 13%減のままです。

今国会では、地球温暖化対策推進法に明記する法改正が行われていますが、自治体の「実行計画」の改定も求められ、再エネ導入量目標の明記も義務付けられています。当然、目標の引き上げが求められますが、こうした環境問題への取り組みは、日常生活の中に取り入れ、実践を広げていくことこそ必要です。

環境保全団体の WWF は、地球温暖化対策は政府や企業まかせにせず、家庭部門から排出される二酸化炭素削減も呼びかけています。○公共交通機関を利用しよう、○使っていないコンセントを抜こう、○冷暖房は冷やしすぎ、暖めすぎ、つけっ放しをさけよう、○グリーン電力や太陽光発電などを導入しよう ……など、どれも身近で分かりやすい努力目標を掲げています。

ところが、項目のひとつである「公共交通機関の利用」については、近年、大きな課題が生じています。国交省実施のアンケートによると、現居住地に対する将来の不安は、「公共交通が減り自動車が運転できないと生活できない」という項目が、40 代から 70 代までのいずれの世代でも、最も多く選択されています。

SDGsの「目標11」には、「2030 年までに、女性や子ども、障がいのある人、お年寄りなど弱い立場にある人々が必要としていることを特によく考え、公共の交通手段を広げるなどしてすべての人が、安い値段で、安全に、持続可能な交通手段を使えるようにする」(ユニセフ協会訳)とあります。

交通・移動の権利は、日本国憲法でも保障されており(居住・移転の自由:第22条)、国民が安心して豊かな生活と人生を享受するためにも、交通・移動の権利を保障し行使することは欠かせません。交通は、人やモノの交流や活動を支え、国民生活にとって欠かせないものですが、これまで住民の足となってきた鉄道やバスなどの路線廃止が相次ぎ、地域の公共交通が衰退し、自家用車を利用できない高齢者等の移動が大きく制限される「移動制約者」も増大しています。“買い物難民”などの問題も交通弱者の日常生活を困難にしています。

こうした公共交通の改善と利用促進、地球温暖化対策を合わせて捉え、CO²削減の環境対策をすすめることは、脱炭素社会の実現のためには有効だと考えます。そこで質問いたします。

■気候変動への対策として、公共交通の利用促進を進め、安全を大前提に、クルマ社会からの転換で環境にやさしい街づくりをすすめるべきと考えます。公共交通の利用促進についての見解を求めます。

(2)ばいじん対策(調査の拡充を)

先の12月議会でも、ばいじん対策について質問し、工場南南東10キロメートル付近や明野地区に測定局を設置するよう求めました。その際の答弁は、「環境省の定める可住地面積25平方キロメートルに1局測定局を設置するという基準に基づき、一般環境大気測定局を市内12か所に設置しており、「市内全域を網羅的に常時監視できているから適正」だ、との答弁でありました。

また、工場南南東10キロメートル付近の地域については戸次中学校測定局周辺、明野地域については、東大分小学校、大東中学校、三佐小学校に測定局を設置し、当該地域を包含して大気汚染を監視している、とのことでした。

しかし、これでは住民がいう「ばいじんがひどい」という声の実態や、「洗濯物が干せない」という降下ばいじんの実情は把握できません。先日からの代表質問の中では、企業誘致推進の方向が出されていますが、特に大規模な生産活動に伴う課題があるのなら、その影響は詳しく把握し、真摯に対策を講じることこそ、企業と自治体が果たすべき責務です。そこで質問致します。

■ばいじんの影響をより詳細に把握するため、降下ばいじんの測定カ所を増やすべきと考えます、見解を求めます。

9. 教育行政

(1)支援が必要な子どもへの対応

学校現場の課題は多様化し、悩みや苦しみを抱える子どもたちが増えています。

いじめ・不登校・家庭の問題や友だちとの関係、学習面の課題など、子どもたちが抱えている悩みは様々ですが、いずれにしても、子どもたちと向き合い、信頼関係を強めることで、解決の糸口を見つけやすくなるのではないのでしょうか。そこで質問いたします。

■教室に行くのは辛いけれど、あの場所なら…という落ち着いた居心地のいい空間が学校の中にあることが望ましいと思います。学校現場への「居場所づくり」について、見解をお聞かせください。

(2)デジタル化への対応

GIGAスクール構想の導入の際に、わが会派は「ネットの危険性や健康被害のリスクには常に注意を払い、問題が生じないよう継続した対策を行うこと」という要望事項を申し添えました。

デジタル化の推進で学習内容の幅は確かに広がりますが、「ひとり1台タブレット」がもたらす弊害についても十分な点検と対策が求められます。特に、デジタル機材の使用は、むしろ子どもたちの方がたけており、見えないところで悪影響や被害が生じないよう、確認を徹底すべきです。そこで質問いたします。

■ネットトラブルへの対策は継続して行うべきですが、特に性犯罪被害防止の徹底について、今後の対応をお聞かせください。